

紹介受診重点医療機関に関する協議について

外来機能報告の報告期間に係る経緯等

- ◆外来機能報告の報告期限は、当初、令和4年11月末とされていたが、国が集計し医療機関に提供するレセプト等（NDB）の集計に補正が必要ながことが判明し、「報告様式2」の報告開始及び報告期限が延期されていた。
- ◆今般の国からの通知 **「報告様式2」報告期間：令和5年3月6日（月）～3月29日（水）**
報告期限（「報告様式1及び2」共通）：令和5年3月29日（水）

今後のスケジュール（予定）

※現時点で国から示された情報に基づく想定のため、今後変更の可能性あり

	令和5年3月	4月	5月	6～7月	8月	
医療機関	外来機能報告 3月29日 までに 報告完了				都の公表日以降 紹介受診重点医療機関 は診療報酬を算定可能	
都		報告内容・データの確認・検証 ⇒ 必要に応じて、医療機関に対し、 「紹介受診重点医療機関となる 意向」等、報告内容を確認		外来機能報告を踏まえ、 「地域の協議の場*」に おいて協議を実施 ⇒ 協議結果の取りまとめ *令和5年度第1回東京都 地域医療構想調整会議	都からの通知を受領 ↑ 国、医療機関に 紹介受診重点 医療機関一覧を 通知 ↓	8/1（予定） 紹介受診重点医療機関 一覧を公表 ↑ ↓
厚生労働省			外来機能報告データ （速報値）を都道府県に 提供	都道府県からの 通知を受領	紹介受診重点医療機関 を公表	

- 紹介受診重点医療機関に係る協議には、**「報告様式1」及び「報告様式2」両方の報告が必要**
- 令和5年第1回地域医療構想調整会議は、**令和5年3月29日までに報告完了した医療機関を協議対象とする。**

調整会議での協議

◆ 協議の方向性

基準：初診に占める重点外来（※1）の割合が40%以上 かつ 再診に占める重点外来の割合25%以上

		意向あり	意向なし
基準を満たす	区分①	特別な事情（※2）がない限り、紹介受診重点医療機関とする	区分② 当該医療機関の意向を尊重しつつ、地域の医療提供体制の在り方を協議し、制度趣旨を踏まえ、当該医療機関の意向を再度確認
	区分③	紹介率・逆紹介率等を活用し協議	—
基準を満たさない		—	—

※1 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来、高額等の医療機器・設備を必要とする外来、特定の領域に特化した機能を有する外来

※2 当該医療機関が標榜する一部の診療科について、地域では、当該医療機関の他に標榜する医療機関がない場合など

◆ 協議にあたり参考とする指標等

- ・紹介率・逆紹介率の水準（紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上）
- ・当該医療機関の機能（特定機能病院、地域医療支援病院 等）
- ・外来医療の実施状況や地域性

⇒ **意向と調整会議の結論が一致したものに限り、紹介受診重点医療機関として公表。整わなかったものは再協議となる。**

紹介受診重点医療機関の通知・公表

都から医療機関及び厚生労働省に、紹介受診重点医療機関の一覧や公表日について通知
厚生労働省や東京都福祉保健局のホームページ等で、紹介受診重点医療機関の一覧を**公表**

診療報酬上の取扱い

紹介受診重点医療機関における主な診療報酬上の取扱いは、次のとおり（詳細な要件等は参考資料7に記載）

紹介受診重点医療機関入院診療加算・連携強化診療情報提供料の算定：**公表の日から算定可能**
紹介状なしの受診等の定額負担（特別の料金）の徴収（一般病床200床以上）：**公表の日から6か月以内に請求開始**